

市議第4号

浅野健司市長に対する問責決議について

上記の議案を別紙のとおり、各務原市議会会議規則（昭和46年議会規則第1号）第14条の規定により提出します。

令和5年9月28日提出

| | | |
|-----|----------|---------|
| 提出者 | 各務原市議会議員 | 波多野こうめ |
| 賛成者 | 〃 | 永 治 明 子 |
| 賛成者 | 〃 | 古 川 明 美 |
| 賛成者 | 〃 | 杉 山 元 則 |

提案理由

令和2年11月に、暫定目標値の2倍近いPFASが検出されたが、市長には令和4年4月までその事実が報告されず、市長が知った後も市民には公表されなかった。水道事業管理者として市長の過失は重大である。PFAS 検出以後2年9か月にわたって市民へ公表しないまま、岐阜県の指導により令和5年7月28日に初めて市民に公表し、いまだに汚染水道水を供給し続けていることに、市民は不信感を募らせている。その上、活性炭で浄化ができるまでの応急対策は、学校などに浄水器をわずかに設置しただけである。市民の信頼を裏切ったことは明白である。よって本議会は、浅野健司市長に対する問責を決議する。

各務原市議会議長 川 瀬 勝 秀 様

浅野健司市長に対する問責決議

市長 浅野健司氏は、三井水源地の取水井から PFAS が暫定目標値を超えていることを令和 4 年 4 月 25 日に報告を受けながらも、「直ちに健康被害を及ぼす事例の報告はない」「化学物質の危険性の知見が示されてない」などと、高濃度に汚染されている事実を「かえって不安をあおる」として公表を怠ったことは、全体の奉仕者として、使命感の欠如であると言わざるを得ない。ましてや県の指導で指摘され初めて公表するなど、言語道断である。

また、公表した時点からさかのぼって令和 2 年 1 1 月以降、3 年近くの間、暫定目標値の 2 倍近い PFAS が水道水から検出され続けていたこと、さらに、令和 3 年 5 月には 550 ng/L の高い濃度を検出した取水井 No. 8 を停止する判断についても、市役所庁内組織全体の問題として共有化されていなかった。市長も知らなかったと釈明の理由に上げたが、公共事業を担う市長の統率による自治体組織そのものの体質が問われる。その責任の重大性においても、市長としての資質が問われる重大な問題である。

また、市長は「市民の皆様にも一刻も早く安全・安心な水を提供できるように迅速かつ誠実に、対策に注力していくことで責任を果たす」と答弁したが、行政のトップとしてどう責任を取るのか、責任の所在を自らに課すべきである。

今、市長としてやらなければならないのは、一刻も早く暫定目標値を超えた水道水を飲料として使用しない対策を講ずるのが誠実な責任を取るということである。子どもたちが長時間過ごす学校等に不十分ながら浄水器は付けたものの、家庭や飲食店などには何もせず、活性炭設置の浄化システムが完了するまで、市の責任を放置して暫定目標値を超える汚染水道水を給水し続けている。こんな街は全国で各務原市だけということも不名誉である。

市民は、これまでと同様の水道料金を払い続け、自ら浄水器を設置したりミネラルウォーターを購入せざるを得ず、市からの浄水機設置に対する補助や水道料金の減額措置も返金もない。市民やマスコミから対策を講じられないことへの批判が渦巻いている。市民の命をどう考えているのか、市長の危機感のない態度に大きな抗議の声が上がっている。

各務原市長として、市民の信頼を裏切ったことは明白である。

よって、本市議会は、浅野健司市長に対する問責を決議する。

令和 5 年 9 月 28 日

岐阜県各務原市議会